

テーマ : LGBT 理解増進法について

LGBT 理解増進法の概要

- (1) LGBT 理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）とは、性的マイノリティ（性的少数者・LGBT）への理解を増進し、差別を解消することを目的とするもので、自民党「性的指向・性自認に関する特命委員会」において原案が作成され、本年6月の通常国会において成立し、同月23日に施行済みとなっている。
- (2) 同法は、基本理念として「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」と掲げているが（同法3条）、この理念を掲げることによって性的マイノリティ及びジェンダーアイデンティティに寛容な社会の実現を目指すものである。
- (3) 同法においては、事業者の努力義務として、上記理念についてその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うこと、及び国又は地方公共団体が実施施策に協力するよう努めること（6条）、が定められるとともに、労働者に対し、上記理念の理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずることを求めている。

LGBT 理解増進法の問題点

- ① 他方、同法の素案には、当初「性自認を理由とする差別は許されない」との規定が盛り込まれていたが、一部から、行き過ぎた運動や訴訟につながる、急激な社会変化と混乱を招くなどと強い反発があり、差別禁止条項の制定は見送られた経緯がある。そのため、LGBT への差別撤廃を求める活動家からは、現行法を廃案にすべきであるとの意見も表明されている。
- ② また、最終的な法案の成立にあたっては「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。」との指針が盛り込まれ、LGBT への理解が十分でない意見への配慮が見られる。

実務上の留意点

以上の通り、国際的観点からは、LGBT 理解増進法は不十分な内容と言わざるを得ないが、努力義務を課された事業主としては、今後、国の指針に沿った対応が事実上求められることになるであろう。他方、具体的な問題として、同性婚の法的許容の問題、戸籍上の性別の変更には性別変更手術を必要とすると定める戸籍法の合憲性が争われている裁判など、喫緊の課題が山積しており、これらの動向を踏まえて、近い将来、LGBT 理解増進法の改正が俎上に上がる可能性も十分に認められる。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.106 は、「労基法改正について」(23L29)の予定(2023/11 発行予定)としております。 以上